

住所変更証明書の電子申請を行う前にご準備いただくもの

※電子申請がスタートするのは**令和6年11月25日（月曜日）の8時45分からです**

・以下の書類・データをご用意下さい。

- ① 申請者本人確認書類（※1）の画像データ
- ② クレジットカード（※2）
- ③ 通知書（新住所通知書）（※3）

（※1）本人確認書類（官公署発行の顔写真付き）の具体例

運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（個人番号カード）の表面、
住民基本台帳カード（顔写真付き）、障害者手帳、在留カード

【注1】それぞれの本人確認書類に記載された住所は、町名町界整理実施前のもので構いません。

【注2】例示した本人確認書類以外で申請する場合は、富田支所区民生活課（庶務担当）までお問い合わせ下さい。

【富田支所区民生活課（庶務担当）】

- 電話番号：052-301-8365
- メール：a3018141-01@nakagawa.city.nagoya.lg.jp

【注3】上述の本人確認書類を携帯電話などで撮影いただいたデータが申請の際には必要となりますので、事前にご用意下さい。

（※2）ご利用可能なクレジットカード



（ビサ、ジェイシービー、マスターカード、アメリカンエキスプレス、
ダイナーズクラブ）

（※3）通知書（新住所通知書）について

- 通知書（新住所通知書）は、11月上旬頃までに、町名町界整理が実施されたご住所あてにお送りいたします。

また、通知書（新住所通知書）は法務局、運輸局、軽自動車検査協会の手続きで利用可能です。

それ以外の手続きで利用可能かについては、関係先に直接お問い合わせ下さい。

なお、お送りした通知書（新住所通知書）で必要なお手続きが完了する場合は、住所変更証明書の取得は不要です。